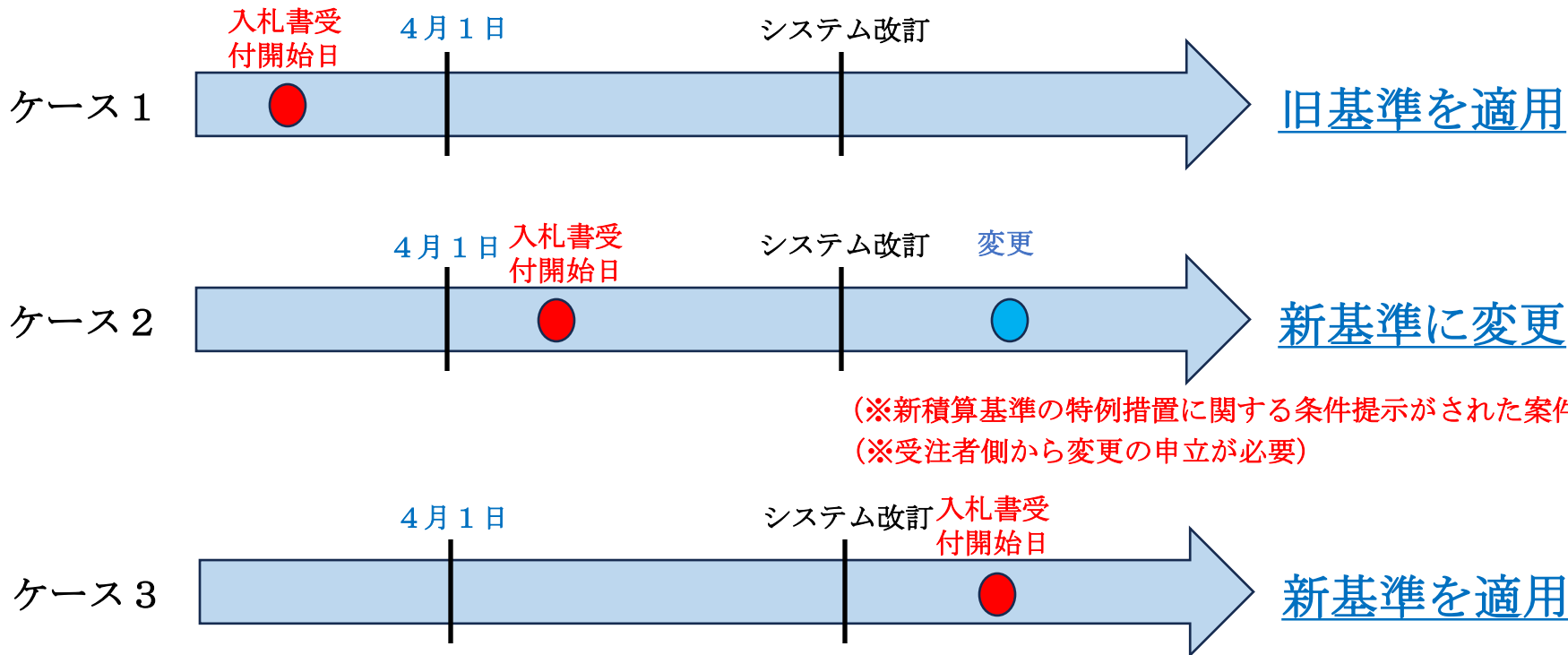


# 新基準の適用スケジュール

- 新基準は入札書受付開始日が令和7年4月1日以降の案件から適用
- 積算システムの改訂は7月の予定（労務費単価は3/1に改訂）
- 改訂された積算システムにより予定価格が算定された案件から本格的に適用
- ただし、令和7年4月1日～積算システム改訂の間の案件は契約後に変更可能

## 【新基準の適用パターン】

## 令和7年度新基準の取扱い



(※新積算基準の特例措置に関する条件提示がされた案件)  
(※受注者側から変更の申立が必要)

※林野庁からの聞き取りにより林土連が作成